

教員の長時間労働の原因と改善策の方向



青木 栄一

(東北大学大学院教育学研究科准教授)

本稿は筆者が参画した平成二八年度文部科学省「教員勤務実態調査」のデータを用いて教員の長時間労働の原因とその改善策の方向を探ろうとするものである。

一 副校長・教頭の超・長時間労働

部活動の深刻化

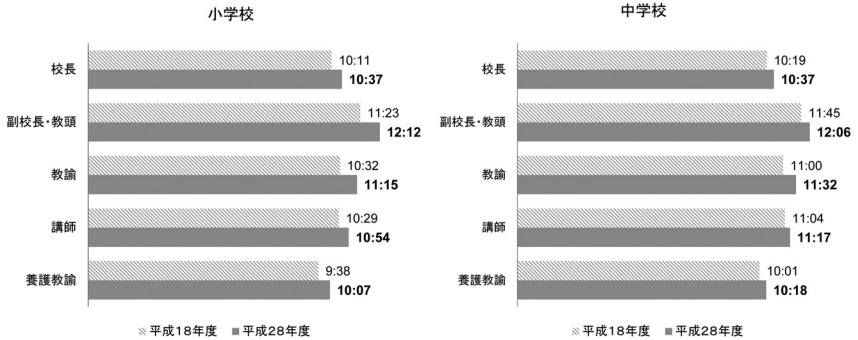
副校長・教頭の労働時間は教員全職種・職位の中で最も長い。二八年度調査では、平日一日当たりの勤務時間が小学校で一二時間一二分、中学校で一二時間六

分であった(図1)。一八年度調査では一時間二三分、一時間四五分だったから、それぞれ五〇分・二〇分長くなった。このデータが端的に示すとおり、校長、教諭、講師、養護教諭と比較して長い。タイムマネジメントすべき副校長・教頭こそが超・長時間労働に苛まれている状態である。

このことは一週間当たりの労働時間データでも示されている(図は省略)。二八年度調査では、小学校で六三時間三四分、中学校で六三時間三六分であった。一八年度調査では五九時間五分、六一時間九分であ

図1 職種別 教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）

（平日 時間：分）



（出典）文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について」2017年4月28日
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/_icsFiles/afiedfile/2017/04/28/1385174_002.pdf

表1 教諭の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）の内訳

（平日 時間：分）

	小学校			中学校		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
a 朝の業務	0:33	0:35	+0:02	0:34	0:37	+0:03
b 授業	3:58	4:25	+0:27	3:11	3:26	+0:15
c 授業準備	1:09	1:17	+0:08	1:11	1:26	+0:15
d 学習指導	0:08	0:15	+0:07	0:05	0:09	+0:04
e 成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:25	0:38	+0:13
f 生徒指導(集団)	1:17	1:00	-0:17	1:06	1:02	-0:04
g 生徒指導(個別)	0:04	0:05	+0:01	0:22	0:18	-0:04
h 部活動・クラブ活動	0:06	0:07	+0:01	0:34	0:41	+0:07
i 児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
j 学校行事	0:29	0:26	-0:03	0:53	0:27	-0:26
k 学年・学級経営	0:14	0:24	+0:10	0:27	0:38	+0:11
l 学校経営	0:15	0:22	+0:07	0:18	0:21	+0:03
m 会議・打合せ	0:31	0:24	-0:07	0:29	0:25	-0:04
n 事務・報告書作成	0:11	0:17	+0:06	0:19	0:19	±0:00
o 校内研修	0:15	0:13	-0:02	0:04	0:06	+0:02
p 保護者・PTA対応	0:06	0:07	+0:01	0:10	0:10	±0:00
q 地域対応	0:00	0:01	+0:01	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:00	0:02	+0:02	0:01	0:01	±0:00
s 校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:11	0:12	+0:01
t 会議・打合せ(校外)	0:05	0:05	±0:00	0:08	0:07	-0:01
u その他の校務	0:14	0:09	-0:05	0:17	0:09	-0:08

（出典）文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について」2017年4月28日
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/_icsFiles/afiedfile/2017/04/28/1385174_002.pdf

り、特に小学校の副校長・教頭の労働時間の伸びが大きい。教諭の平日一日当たりの労働時間を業務別に見ると、授業、授業準備(中)、成績処理(中)、学年・学級経営が10分以上長くなっている(表1)。授業に従事する時間が長くなった背景には持ちコマ数の増加がある。土日一日当たりの労働時間については、特に中学校

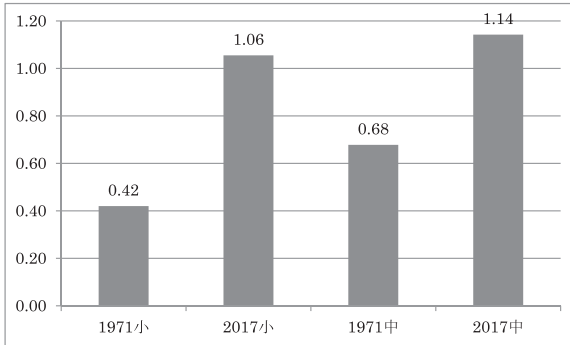
の部活動・クラブ活動が一時間以上も長くなっている（平成一八年は一時間六分、二八年に二時間一〇分。図は省略）。なお、土日でも授業に従事する時間が計上されているのは、いわゆる土曜授業が実施されているためである。

二 何に帰責すべきなのか

公立小中学校教員の長時間労働の原因を給特法に求める論調が強まっている。しかし、かつて超勤訴訟が提起されたのは給特法の成立前であることに留意すべきである。その時点で既に教員の長時間労働が社会問題化していた。さらに、以下の「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」¹⁾をめぐる国会論議を見れば容易に理解できるように、給特法を長時間労働の原因と糾弾する前に、まず、学校での勤務時間管理を徹底する方策を考える必要がある。

（前略…引用者。以下同じ）勤務時間というものが定められておる以上は、勤務は勤務時間内にいたすというのが本来の思想でございます。（中略）今後とも一そう勤務時間内で教員の勤務ができるような方

図2 1校当たり事務職員配置数（単位：人）



出典 『学校基本調査』各年度版

法をいろいろ考えなければならぬ。（中略）また、管理者におきましても、十分その辺の理解と見識を持つて運用していただきたい、このように思っております。²⁾

教員の労働時間に関して、いかなる制度が導入されても、それを実施する場である学校での勤務時間管理が杜撰であれば、給特法でなくとも、教員の長時間労働が問題となるだろう。

もちろん、教職員定数の観点からも教員の長時間労働を議論するべきである。給特法が制定された時期、学校事務職員数は、一校当たり一人に満たなかった

(図2)。現在は一校一人体制が一般的な事務職員の配置状況であるから状況は好転したとみることも可能である。しかし、事務職員の複数配置もまた検討すべき課題である。文部科学省をはじめとする教育界の認識をみると、いつしか一校一人配置をもって事務職員の定数問題は「解決」したかのようであるが、本当にそう考えてよいのだろうか。財政が厳しい状況であるから教職員定数を直ちに改善することが難しければ、岡山県の「教師業務アシスタント」事業のように定数外での措置も検討してよいだろう。

三 改善策という政策手段を考える視点

ところで、改善策を考える際には、抜本的改革という用語法から脱却すべきである。そのような発想をもち続けるかぎり、根拠のない期待を中教審、文部科学省、設置者に抱いてしまう。現行制度を前提とした、地に足の着いた発想こそが必要である。

さて、そのように考えると、改善策として直ちに取組み組めることは、学校段階での対応である。設置者たる教育委員会本庁は、学校管理者として、学校管理職

に教員の勤務時間管理をさせ、そのデータを報告させるべきである。中教審「学校における働き方改革特別部会特別部会」の「中間まとめ」にもあるとおり、タイムカードの導入はきわめて理にかなった改善策である。日々の勤務時間を個々の教員が記録し、それを学校管理職が把握し、教育委員会本庁へ報告することは、勤務時間管理の第一歩となる。

さらに人員の増強が可能であれば、学校段階では次の二つの改善策が浮上してくる。すなわち、副校長・教頭をタイムマネジメントに特化させる人員配置の強化と、主幹教諭の配置促進である。

第一の、副校長・教頭に注目した改善策を考える背景には、先に見たような副校長・教頭の超・長時間労働という実態がある。元来、校長は対外業務を担うことが副校長・教頭に比べて多い。これに対して副校長・教頭は校内業務を担う傾向がある。

副校長・教頭の在校時間が長いことを前提に、教員の勤務時間管理の責任者として動くためには、やはり現状の超・長時間労働は好ましくない。まず、副校長・教頭の複数配置である。これが難しければ、副校

長・教頭の補助職員の配置である。また、副校長・教頭の業務と事務職員の業務が重なっていることが多いことに着目して、事務職員の複数配置、事務職員業務アシスタントの雇用なども選択肢となる。³⁾さらにいえば、施錠といった施設管理業務は外部委託も検討するべきである。このような業務はマネージャーたる副校長・教頭のやるべき業務ではない。

第二の、主幹教諭の配置を提起する背景には、学校の特徴がある。組織として学校をみると管理スパンが大きすぎることがわかる。つまり、校務分掌の複数の「部」の責任者すら管理職でない。半管理職的位置づけの主幹教諭をそうしたポジションにつけることで管理スパンを小さくすることができる。

そして最後に、設置者たる教育委員会として行うべき改善策はたくさんある。第一に、定時退庁日の設定である。これは保護者や地域住民にも周知し、理解を得るべきである。第二に、学校の業務終了時刻の設定である。第三に、ノー部活デーの設定である。平日と休日に最低でも一日ずつ設定するとよい。第四に、校務支援システムの導入である。この際、重要となるの

はヘルプデスクの設置や、巡回指導員の雇用など、システムを円滑に稼働させるための施策も継続させることである。

〈付記〉

本稿の記述のうち、意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」、文部科学省の公式見解ではない。

〈注〉

(1) 一九六六年に実施された「昭和四一年度教職員の勤務状況調査」を踏まえて教職特別手当を導入することを目ざした法案である。

(2) 第五八国会会議録、衆議院・文教委員会一四号、一九六八年四月二十七日、天城勲の発言。

(3) 事務職員に期待される機能は、現有の事務職員が担いきれるものではないかもしれない。期待される機能を担えるのであれば、知事部局職員と県費事務職員の人事交流も視野に入れてよいだろうし、将来的には事務職員の採用カテゴリを上級職とすることも検討するべきであろう。